

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等について

- ※ 以下「法」とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）をいう。
- ※ 以下「政令案」とは、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案」をいい、「省令案」とは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則案」をいい、「委託省令案」とは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条の規定に基づく委託の基準に関する省令案」をいい、「手引き案」とは「再資源化事業計画申請の手引き案」をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1. 対象品目（法第 2 条第 1 項関係）〈政令案〉

法参照条文

（定義）

第 2 条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。次号及び第 10 条第 3 項第 1 号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

2・3 （略）

小型電子機器等は、次に掲げるもの（これらの附属品を含む。）のうち、一般消費者が通常生活の用に供するものとする。

- 一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二 携帯電話端末及び PHS 端末
- 三 カーナビゲーションその他の無線通信機械器具
- 四 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条第 2 号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）
- 五 ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
- 六 デジタルカメラ

- 七 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 八 パーソナルコンピュータ
- 九 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 十 プリンターその他の印刷装置
- 十一 ディスプレイその他の表示装置
- 十二 電子書籍端末
- 十三 電動ミシン
- 十四 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 十五 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 十六 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 十七 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十八 フィルムカメラ
- 十九 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
- 二十 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）
- 二十一 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
- 二十二 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 二十三 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 二十四 電気マッサージ器
- 二十五 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 二十六 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十七 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十八 電子時計及び電気時計
- 二十九 電子楽器及び電気楽器
- 三十 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

2. 再資源化事業計画の認定（法第 10 条関係）

法参照条文

（再資源化事業計画の認定）

第 10 条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第 4 項第 1 号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第 3 号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域
 - 五 再資源化事業の内容
 - 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
 - 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
 - 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - 九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
 - 十 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第 1 項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 前項第 4 号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
 - 三 申請者及び前項第 6 号に規定する者の能力並びに同項第 7 号に掲げる施設及び同項第 8 号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものと

して主務省令で定める基準に適合すること。

四 申請者及び前項第 6 号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ 次条第 4 項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消の日から 5 年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から 5 年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ト 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号へに該当する者

(1) 認定申請手続き（法第 10 条第 1 項関係）

再資源化事業計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

① 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 <省令案>

② 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し <省令案>

③ 申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者が(6)①及び②に適合することを示す書類 <省令案>

③に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

a) 申請者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第 17 条に規定する技術管理者の資格を有していることを証明する書類、廃棄物に関する講習会を終了したことを証明する書類等、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを合理的に示す書類

b) 法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者について、当該申請に係る処理を的確に行う

に足りる知識及び技能を有することを申請者が確認したことを示す書類

c) 申請者について、以下の書類

- ・ 直前3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書（直前3年間の実績がない場合には、これらの書類の添付は不要とする。ただし、認定後しばらくの間、これらの書類を提出することとする。）

- ・ 必要資金・資金調達方法を記した書類及び残高証明書・融資証明書等

d) 法第10条第2項第6号に規定する者について、当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が確認したことを示す書類

④ 申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しないことを示す書類 <省令案>

④に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

a) 申請者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しない旨を誓約する書類

b) 法第10条第2項第6号に規定する者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しない旨を申請者が保証する書類

⑤ 当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設が(7)①a)及びb)に適合することを証する書類 <省令案>

⑤に係る添付書類は、当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設が(7)①a)及びb)に適合する旨を誓約する書類とする。 <手引き案>

⑥ 当該申請に係る処分の用に供する施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第8条第1項又は第15条第1項の許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、これらの許可）を受けていることを証する書類 <省令案>

⑦ ⑥のほか、当該申請に係る処分の用に供する施設が(7)②a)～e)に適合することを証する書類 <省令案>

⑦に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

a) 当該申請に係る処分の用に供する施設が(7)②a)～e)に適合する旨を誓約する書類

b) 当該申請に係る処分の用に供する施設が一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設のいずれにも該当しない場合には、当該施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取図

⑧ 法第 10 条第 2 項第 4 号に掲げる区域が、(5)に適合することを証する書類 <省令案>

⑧に係る添付書類は、当該区域における人口密度の算定の合理的な根拠を示した書面とする。 <手引き案>

⑨ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合において、他の法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていることを証する書類 <省令案>

⑩ 破砕、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離することが可能であることを証する書類 <省令案>

⑩に係る添付書類は、以下のいずれかの書類とする。 <手引き案>

a) 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者に係る、以下の取引実績を証明する書類（直前 1 年以内のものに限る。）

- ・ 鉄系産物について、電気炉等の製鉄事業者に売却した実績
- ・ アルミニウム系産物について、アルミニウム精錬事業者に売却した実績
- ・ 非鉄金属系産物（基板等）について、非鉄製錬事業者に売却した実績
- ・ プラスチックについて、再資源化又は熱回収を行う事業者を引き渡した実績（売却か処理委託かは問わない。）

b) 直前 1 年以内の取引実績がない場合には、当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者と、製鉄事業者・アルミニウム精錬事業者・非鉄製錬事業者との間における、破砕、選別その他の方法により得られた物を売買する旨の同意があったことを証する書類及びプラスチックの再資源化又は熱回収を行う事業者との間における取引する旨の同意があったことを証する書類

(2) 使用人（法第 10 条第 2 項第 2 号及び第 3 号関係） <政令案>

法第 10 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(3) 申請書の記載事項（法第 10 条第 2 項第 5 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号関係）

法第 10 条第 2 項第 5 号の再資源化事業の内容の記載事項は、次のとおりとする。

<手引き案>

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等について再資源化及び最終処分が終了するまでの一連の行程
- ② 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が 234 キロクーロン以下のものに限る。）、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「密閉型蓄電池等」という。）、フロン類並びに残渣の種類及び処理方法
- ③ 使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離する方法
- ④ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置
- ⑤ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合にあっては、委託して行わせる業務の範囲及び責任並びに委託先の監督方法
- ⑥ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては次に掲げる事項
 - a) 再使用する小型電子機器等の種類
 - b) 当該使用済小型電子機器等の動作確認及び外観の確認等を実施する方法
 - c) 携帯電話端末、PHS 端末又はパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意を得る方法及び個人情報に係るデータを削除する方法
- ⑦ 当該申請に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況を把握するために講ずる措置

法第 10 条第 2 項第 6 号の使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別の記載事項は、次のとおりとする。 <手引き案>

- ① 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② その者が行う収集、運搬又は処分の別

法第 10 条第 2 項第 7 号の使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設の記載事項は、次のとおりとする。 <手引き案>

- ① パッカー車、コンテナ車等収集運搬車両の種別
- ② 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の所在地

法第 10 条第 2 項第 8 号の使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備の記載事項は、次のとおりとする。 <手引き案>

- ① 施設の所在地
- ② 施設の処理方式、構造及び設備の概要
- ③ 施設の処理能力

④ 保管を行う場合には、保管の場所の所在地

法第 10 条第 2 項第 10 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 <省令案>

- ① 当該申請に係る処理を行う使用済小型電子機器等の一年間の数量の見込み
- ② 当該申請に係る一連の行程において廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第 12 条に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

(4) 再資源化事業の内容の基準（法第 10 条第 3 項第 1 号関係）

法第 10 条第 3 項第 1 号の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等について再資源化及び最終処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。 <省令案>

①の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「一連の行程が明らかである」とは、収集運搬を行う者、破碎、選別等の処理を行う者、処理後残渣の引渡し先、得られた資源の売却先等、一連のフローに係る者とその実施内容が明確であることをいう。

- ② 使用済小型電子機器等から密閉型蓄電池等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉型蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に当該密閉型蓄電池等を引き渡すこと。 <省令案>

- ③ 使用済小型電子機器等からフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら行うか、又は当該フロン類の破壊を業として行うことができる者に当該フロン類を引き渡すこと。 <省令案>

- ④ 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離すること。 <省令案>

④の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「高度に分離する」とは、破碎、選別等によって得られた産物が、鉄系産物であれば電気炉等の製鉄事業者、アルミニウム系産物であればアルミニウム精錬事業者、非鉄金属系産物（基板等）であれば非鉄製錬事業者に売却が可能となるレベルまで、分離が可能であることをいう。また、プラスチックについては、再資源化又は熱回収を実施することが可能となるレベルまで、分離が可能であることをいう。

⑤ 次に掲げる資源について、再資源化、熱回収又は安定化（以下「再資源化等」という。）を自ら実施し、又は当該再資源化等を適正に実施し得る者に、④により高度に分離された物を引き渡すこと。 <省令案>

鉄、アルミニウム、金、銀、銅、プラチナ、パラジウム、水銀、カドミウム、テルル、セレン、鉛、亜鉛、アンチモン、ビスマス、プラスチック

⑥ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。 <省令案>

⑥の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

・ 「必要な措置を講じている」とは、以下の a) 及び b) の措置を講じていることをいう。

a) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについて、盗難を防止するため、効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管し、監視カメラの設置や 24 時間体制の警備システム等により、保管場所、作業場所への適切な入室管理を行うとともに、再使用する場合を除き、個人情報が含まれると思われる部品については、物理的な破壊を行うこと。

b) 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと。

⑦ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合にあっては、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る処理が適正に行われるために必要な措置が講じられていること。 <省令案>

⑦の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

・ 「委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確」とは、委託先が行う業務の範囲及び申請者との委託関係が明確であることをいう。

・ 「その委託先の監督について、当該申請に係る処理が適正に行われるために必要な措置が講じられている」とは、委託先に処理作業手順書を周知すること等により、委託先が再資源化事業計画に則った適正な処理を行えるよう、指導・監督するための措置が講じられていることをいう。

⑧ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、当該使用済小型電子機器等の動作確認及び外観の確認等を実施することにより、再使用を適正に行うこと。 <省令案>

⑧の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

・ 「再使用を適正に行う」とは、以下の a)～d) までの措置を講じた上で再使用を行うことをいう。

- a) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意が得られていること。
- b) 通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れがないことの確認を、使用済小型電子機器等の売却（小売若しくは転売）までに行うこと。
- c) 当該使用済小型電子機器等が次の消費者に渡る前のいずれかの段階で、専用ソフト等を用いて、確実に個人情報に係るデータを削除すること。
- d) 古物営業法、薬事法、電波法等の規制対象となる場合は、当該法令を遵守すること。また、ソフトウェアによっては中古パソコンでの継続使用を許諾していない場合もあることから、継続使用できないものはソフトウェアを削除すること。
- e) 部品として再使用する場合についても、上記 a)～d)を踏まえて適正に再使用を行うこと。

⑨ 当該申請に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況を把握することができるよう必要な措置が講じられていること。 <省令案>

⑨の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「引取り又は再資源化の実施の状況を把握することができるよう必要な措置が講じられている」とは、法第 13 条第 4 項において適用される廃棄物処理法第 7 条第 15 項及び同法第 14 条第 17 項の規定による帳簿の備付けや 6 . の報告が可能となるよう、以下の措置を講じることをいう。
- a) 電子物流管理システムの活用や産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により使用済小型電子機器等の流れを申請者が統括して把握できるようにすること。
- b) 使用済小型電子機器等の破碎、選別その他の工程に投入した量と、それにより得られた産物の量（プロセスのマテリアルバランス）が把握できるようにすること。
- ・ なお、委託先が別途本制度の認定事業者である場合や、申請者が別途他の認定事業者から委託を受けている場合にあっては、当該申請に係る使用済小型電子機器等と、別途認定を受けた認定計画に基づく使用済小型電子機器等のそれぞれについて、上記の管理が可能となるようにすることが必要である。

(5) 区域の基準（法第 10 条第 3 項第 2 号関係） <省令案>

法第 10 条第 3 項第 2 号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- ① 北海道若しくは沖縄県の全域又は隣接する三以上の都府県（沖縄県を除く。）の区域の全部を含む区域であること。
- ② ①の区域ごとに算定した場合における人口密度が 1000 人/㎢未満であること。

ただし、①及び②の両方の要件を満たす区域が複数ある場合には、これらの区域が隣接しない場合であっても、基準を満たすこととする。

- (6) 申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の能力の基準（法第 10 条第 3 項第 3 号関係）

法第 10 条第 3 項第 3 号の主務省令で定める申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の能力の基準は、次のとおりとする。

- ① 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

<省令案>

①の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「知識及び技能を有する」とは、使用済小型電子機器等の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための技術、能力を有することをいう。

- ② 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。<省令案>

②の判断に係る行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準は、次の通りとする。<手引き案>

- ・ 「経理的基礎を有する」とは、以下の区分に従い、それぞれの基準を満たすことをいう。

- a) 申請者にあつては、次の基準を満たすこと。

イ 直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 1 割以上であること。ただし債務超過の状態でないこと。

ロ 直前 3 年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。

ハ 法人税を滞納していないこと。

ニ 事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であること。

ホ 直前 3 年の実績がない場合には、ニにより判断する。ただし、認定後しばらくの間は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書等を提出すること

- b) 法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者にあつては、a)イ～ハの基準を満たすこと。

ただし、イ～ハが満たされない場合であっても、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、申請者の責任で経理的基礎を有することを確認できれば良いこととする。

- (7) 法第 10 条第 2 項第 7 号に掲げる施設及び同項第 8 号に規定する施設の基準（法第 10 条第 3 項第 3 号関係）

法第 10 条第 3 項第 3 号の主務省令で定める施設の基準は、次のとおりとする。

<省令案>

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
- a) 使用済小型電子機器等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - b) 積替施設を有する場合には、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- ② 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設については、次によること。
- a) 使用済小型電子機器等の処分に適する施設であり、かつ、(4)⑤に掲げる資源の再資源化等に適するものであること。
 - b) 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
 - c) 当該施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、これらの規定による許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けなければならない場合にあつては、これらの規定による許可）を受けたものであること。
 - d) 保管施設を有する場合には、搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散する等により、生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じたものであること。
 - e) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについて、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じたものであること。
- (8) 使用人（法第10条第3項第4号ホ及びへ関係） <政令案>
法第10条第3項第4号ホ及びへへの政令で定める使用人は、(2)と同様とする。
- (9) 認定証（法第10条第3項関係） <省令案>
主務大臣は、法第10条第3項の認定若しくは法第11条第1項の変更の認定をしたとき又は同条第2項の変更の届出があつたときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付しなければならない。
- ① 認定を受けた者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者の氏名
 - ② 認定の年月日及び認定番号
 - ③ 収集を行う区域及び処分の用に供する施設の所在地
 - ④ 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

(10) 表示等（法第 10 条第 3 項関係） <省令案>

- ① 認定事業者等（法第 11 条第 4 項第 1 号に規定する認定事業者等をいう。以下同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。
- a) 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設である旨
 - b) 認定番号
 - c) 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称
- ② 認定事業者等は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。
- a) (9)の認定証の写し
 - b) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面
- ③ ②の書面備え付けは、電子ファイルで行うことを可能とする。
<環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案>

3. 再資源化事業計画の変更等（法第 11 条関係）

法参照条文

（再資源化事業計画の変更等）

- 第 11 条 前条第 3 項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第 2 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 認定事業者は、前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 9 号又は第 10 号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4・5 （略）

(1) 変更認定申請手続き（法第 11 条第 1 項関係） <省令案>

法第 11 条第 1 項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項

を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が2(1)に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

(2) 変更の認定を要しない軽微な変更（法第11条第1項ただし書関係） <省令案>
法第11条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ① 法第10条第2項第6号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの
 - ・ 名称又は氏名、住所、代表者の氏名の変更
 - ・ 使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者に係る変更であって、委託して行わせる業務の範囲の変更を伴わないもの
- ② 法第10条第2項第7号に掲げる施設に係る変更
- ③ 法第10条第2項第8号に掲げる施設に係る変更（保管の場所の所在地に係る変更に限る。）

(3) 軽微な変更の届出（法第11条第2項関係） <省令案>

法第11条第2項の届出は、その実施の日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が2(1)に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

(4) 氏名等の変更の届出（法第11条第3項関係） <省令案>

法第11条第3項の届出は、当該変更の日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の年月日

届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- ① 法人の名称を変更する場合にあっては、法人の登記事項証明書
- ② 氏名を変更する場合にあっては、住民票の写し
- ③ 役員を変更する場合にあっては、法人の登記事項証明書及び2(1)④に掲げる書類

4. 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務（法第12条関係）

法参照条文

（使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務）

第12条 認定事業者は、第10条第2項第4号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

法第12条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 <省令案>

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- ② 当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者等が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- ③ 当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常取引の条件と著しく異なるものであること。
- ④ 当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

5. 委託の基準（法第13条第2項関係）<政令案・委託省令案・環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）の一部を改正する省令案>

法参照条文

（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第13条 認定事業者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。第7項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第1項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第3項において同じ。）を業として実施することができる。

2 認定事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された第10条第2項第6号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3～7 （略）

法第13条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した使用済小型電子機器等の運搬又は処分を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び再受託者が認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者であることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。＜政令案＞

①の環境省令で定める事項は、次の通りとする。＜委託省令案＞

- a) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- b) 委託に係る使用済小型電子機器等に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- c) 受託者の氏名又は名称、住所及び認定番号
- d) 承諾の年月日
- e) 再受託者の氏名又は名称及び住所

② 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。＜政令案＞

- a) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- b) 使用済小型電子機器等の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- c) 使用済小型電子機器等の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
- d) 使用済小型電子機器等の処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該使用済小型電子機器等に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- e) その他環境省令で定める事項

②e)のその他環境省令で定める事項は、次の通りとする。＜委託省令案＞

- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 委託者が受託者に支払う料金
- ・ 使用済小型電子機器等の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る使用済小型電子機器等の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所に係る積替えのための保管上限

- ・ 委託者の有する委託した使用済小型電子機器等の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該使用済小型電子機器等の荷姿に関する事項
 - ロ 当該使用済小型電子機器等が廃パーソナルコンピュータ又は廃電子レンジであって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - ハ 委託に係る使用済小型電子機器等に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - ニ その他当該使用済小型電子機器等を取り扱う際に注意すべき事項
- ・ 委託契約の有効期間中に当該使用済小型電子機器等に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ・ 委託契約を解除した場合の処理されない使用済小型電子機器等の取扱いに関する事項

③ ②の委託契約書とその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。
 <政令案>

③の環境省令で定める期間は、5年とする。<委託省令案>

④ ②の委託契約書の作成及び③の保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。
 <環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案>

6. 報告（法第16条関係）<省令案>

法参照条文

（報告の徴収）

第16条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

法第10条第3項の認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 次に掲げる事項
 - a) 当該認定に基づき引き取った使用済小型電子機器等の数量
 - b) a)のうち、携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータの数量
 - c) 密閉形蓄電池等及びフロン類の重量
 - d) 再資源化により得られた資源の種類及び重量
 - e) 当該認定に基づき引き取った使用済小型電子機器等を再使用した場合にあっては、その品目ごとの数量

7. 権限の委任（法第 20 条関係）〈省令案〉

法参照条文

（権限の委任）

第 20 条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定による環境大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定による経済産業大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

8. その他 〈廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令案〉

参照条文

○廃棄物処理法（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第 15 条の 2 の 5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

○廃棄物処理法施行規則（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第 12 条の 7 の 16 法第 15 条の 2 の 5 の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）

二～六 （略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第 12 条の 7 の 17 1・2（略）

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第 12 条の 5 に規定する許可証の写し

二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類

イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第 7 条第 6 項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

ハ 第 2 条の 3 第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に該当する者であることを示す書類

ニ 令第 5 条の 9 に規定する認定証の写し

4・5 （略）

(1) 一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物の追加（廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 16 関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物に、使用済小型電子機器等を追加する。

(2) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出（廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 17 関係）

届出書に添付する、他人の一般廃棄物の処理を行う場合の書類に、他の法令の規定により一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を追加する。

9. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（法の施行日と同日。なお、法の施行期日については、別途法の施行期日を定める政令において定める。）